

枚方市 市有資産民間提案制度 実施要領

～市有資産の有効活用の提案を募集しています～

※ネーミングライツについては、
「枚方市ネーミングライツ実施要領」をご確認ください。

令和2年（2020年）8月

枚方市 総務部 総務管理室

1. 本制度の目的

枚方市市有資産民間提案制度は、本市の新たな財源確保や歳出削減に向けた取り組みの一つとして、本市が保有する資産の有効活用に関して、民間事業者等の創意工夫に富んだアイデアやノウハウ等を活かした提案を募集するものです。

2. 募集内容

(1) 募集内容は、次のとおりです。

募集内容	備 考
ネーミングライツ	ネーミングライツとは、市の施設に企業名や商品名等を含む愛称を付ける権利（命名権）のことです。 ※「枚方市ネーミングライツ実施要領」をご覧ください。
有効活用策	店舗の出店、駐車場の経営、自動販売機の設置、その他創意工夫に富んだアイデアやノウハウを活かした有効活用策（ちょっとしたスペースの活用等）の提案を募集します。

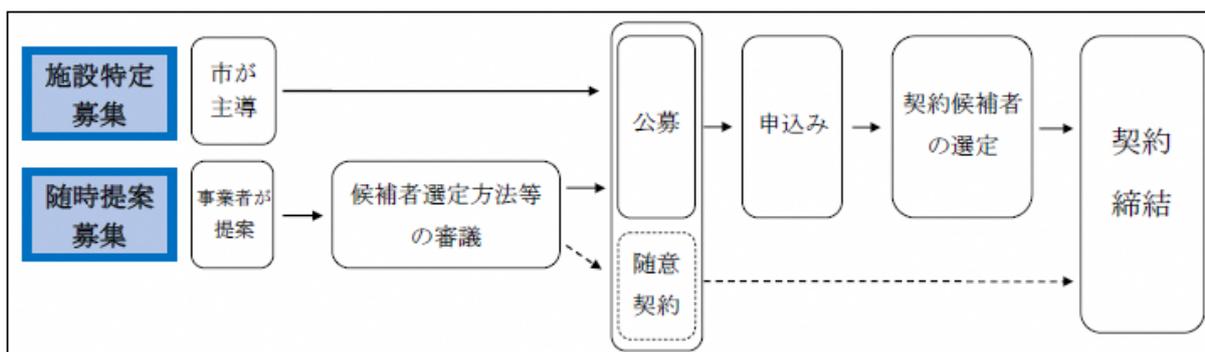
(2) 次のような提案は受け付けできません。

- ア) 施設の廃止や休止を伴う提案。ただし、既に廃止、休止等の方針が示されている施設についての提案は受け付けます。
- イ) 本市の施策に反する提案
- ウ) 本市に新たな経費負担が発生する提案。ただし、十分な財政効果や本市の施策実現に寄与すると認められる提案は受け付けます。
- エ) 提案者以外が事業主体となることを前提とした提案
- オ) 法令等に抵触する提案

3. 募集方法等

募集方法には、施設特定募集と随時提案募集があります。それぞれの内容とおおまかな流れは、次のとおりです。

募集方法	対象資産	備考
施設特定募集	本市が特定する資産	<ul style="list-style-type: none"> 事業者等の提案を待たずに、本市の主導で募集を行う方法です。 別に募集要項を作成しますので、詳細は募集要項をご確認ください。 募集状況は、市ホームページ又は総務管理室までお問い合わせください。
随時提案募集	本市が保有する資産全般	<ul style="list-style-type: none"> 本市が保有する資産全般についての提案を随時受け付ける方法です。 本制度の対象とすべきでない判断する資産もあります。対象とすべきか否かは、提案内容をヒアリングして確認します。 別に示す資産の一例を参考に検討してください。



4. 施設特定募集の手続きの流れ

(1) 公募

施設特定募集の場合、事業者等の提案を待たずに、特定の施設について公募を行います。

別に募集要項を作成しますので、活用内容や契約候補者の選定方法等については、募集要項をご確認ください。

(2) 契約候補者選定後の流れ

ア) 契約に向けた最終協議・調整

- 具体的な活用開始時期等について、詳細な協議を行います。
- 施設の所管部署・関係部署等との協議に際しては、法令その他各部署が定める基準等を順守してください。

イ) 契約締結

- 契約候補者との協議が整い次第、契約を締結します。
- 契約候補者との協議中に協議が整う可能性がないと本市が判断した場合には、当該候補者との協議を打ち切り、次点者を新たな契約候補者として契約締結に向けた協議を行うことがあります。

(3) 活用内容等の公表

活用内容、契約者名、契約料等について、市ホームページ等により公表します。

5. 随時提案募集の手続きの流れ

(1) 提案書等の提出

市が有効活用策の公募を行っている施設以外の施設について有効活用したい場合には、次の書類をメール、FAX、郵送又は持参により総務管理室に提出してください（各1部）。

①提案書（様式1）

②提案者の資格誓約書（様式2）（※提案の段階では、資格を証する書類の提出は不要です。）

(2) 提案内容についてのヒアリング

提案内容の詳細を確認するため、ヒアリングを行います。提案書の確認後、日程調整等について連絡します。

(3) 提案についての審議

提案の内容が既存のルールにより対応可能なものである場合は、所管部署が従前どおりの方法で提案を取り扱います（例えば、行政財産の目的外使用による自動販売機の設置等）。

新たな提案で、採用の可否や契約候補者の選定方法等の判断が必要なものについては、本市職員で構成される委員会において審議します。

審議する事項は、次のとおりです。

- ・提案の採否
- ・契約候補者の選定方法
- ・公募の際の募集要項案 等

※提案の採否については、主に次の観点から、提案内容を総合的に検討します。

	検討項目	主なポイント
①	対象資産	・当該提案が妥当な資産か
②	財政への効果	・どの程度歳入の増加又は歳出の削減が見込めるか
③	提案期間	・本市のニーズに応じた期間か
④	提案内容の独自性	・知的財産的なノウハウを有するか ・独自の発想や工夫が具体的に提案されているか ・独自の発想等に基づく付加価値があるか
⑤	その他	

※契約候補者の選定方法については、競争性・公平性確保の観点から、原則として公募を行います。この場合、当初提案者には、審査の際に加点を行う等の優遇措置を講じる場合があります。

なお、提案の内容に提案者の独自の発想が含まれる等、知的財産的なノウハウ等が認められる場合をはじめ、地方自治法施行令第167条の2第1項に該当する場合には、提案者を契約候補者として選定し、随意契約に向けた調整を行います。

(4) 提案の採用が決まった後の流れ

ア) 公募の場合

- ・公募を行うことが決まった場合には、募集要項を作成します。
- ・公募から先の手続きは、施設特定募集と同じです。

イ) 随意契約の場合

- ・提案者と随意契約をすることが決まった場合には、提案者を契約候補者とし、具体的な活用開始時期等について、詳細な協議を行います。
- ・施設の所管部署・関係部署等との協議に際しては、法令その他各部署が定める基準等を

順守してください。

- ・契約候補者との協議が整い次第、契約を締結します。
- ・契約候補者との協議中に協議が整う可能性がないと本市が判断した場合には、当該候補者との協議を打ち切ることがあります。

(5) 活用内容等の公表

活用内容、契約者名、契約料等について、市ホームページ等により公表します。

6. 提案者の資格（随時提案募集の場合）

提案者は、提案内容を自ら主体となって実施できる個人、法人及びその他団体（共同提案も可能）とします。ただし、提案の時点で次のいずれかに該当する者は、提案者になることができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者
- (2) 次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア) 成年被後見人
 - イ) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ウ) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (4) 提案に係る業務に関し、法令上、免許、許可又は登録を要する場合に、当該免許、許可又は登録を受けていない者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書類を提出した場合を除く。）
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしている者
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者で、同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定がされた者については、その旨を証する書類を提出した場合を除く。）
- (8) 国又は地方公共団体から、入札参加停止措置、指名競争入札の指名停止措置・指名取消措置又は公共工事等から暴力団を排除するための措置を講じられている者
- (9) 法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む。）又は本市の市税を滞納している者
- (10) その他、本制度の提案者として適当でないと市長が認める者

※その他関係法令等に従う必要があります。

※共同提案の場合は、すべての構成員が提案者の資格を満たすことが必要です。また、原則として提案時と提案実施時は同じ構成員であること及び主たる役割を担う代表者を選定することが必要です。

7. その他

- (1) 各提出書類において虚偽の内容の記載があった場合には失格となります。
- (2) 提案に係る一切の費用は、提案者の負担となります。
- (3) 提案書類は、原則として返却しません。
- (4) 提案に基づき本市が得る対価については、当該資産の維持管理等に役立てます。

8. メールによる情報配信

枚方市市有資産民間提案制度・ネーミングライツに関する新着情報がある場合、メールによる情報配信（不定期）をすることがあります。情報配信を希望する場合は、次の事項を記載したメールを総務管理室（kanzai@city.hirakata.osaka.jp）に送ってください。

※メールアドレスは機構改革等により一部変更する場合があります。

- (1) 名前（事業者等の場合は、事業者等の名称・担当部署名・担当者名）
- (2) メールアドレス
- (3) 電話番号

9. 問い合わせ先・書類の提出先

枚方市 総務部 総務管理室（市役所本館3階）

〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

TEL 072-841-1347（直通）

FAX 072-841-3039

E-mail kanzai@city.hirakata.osaka.jp